

自動車関係諸税の抜本見直しを求める意見書

東日本大震災からの復興に向け「日本経済の再生」が求められている中、足下の行き過ぎた円高は、国内の産業空洞化の急進、それに伴う国内雇用機会の喪失、日本経済の更なる低迷に繋がりがねない大きな足枷となっている。

こうした中、国内就業人口の約1割、532万人の雇用を支えている日本の産業の中核である自動車産業は、行き過ぎた円高に伴い、熾烈なグローバル競争環境下において価格面での国際競争力が低下し、輸出による利益を確保することが困難な状況である一方で、国内販売も年々縮小し、ピーク時の年間800万台から現在では年間500万台を割り込むなど、雇用の縮小に直結する極めて厳しい環境にある。

今後、この行き過ぎた円高が是正されなければ、生産拠点が海外に移転することは必至である。加えて、国内市場規模がさらに縮小・低迷すれば、地域の基幹産業として多くの企業、雇用を支えてきた自動車関連産業の「根こそぎ空洞化」が加速し、地域経済が取り返しのつかない打撃を被ることが懸念される。

内需の拡大により裾野の広い自動車関連産業の活性化を図ることは、日本経済の回復を通じた日本の復興・再生に資するものであり、地域における雇用の維持、税収の確保を通じた地方経済の持続的な成長に大きく寄与するものと確信する。

平成24年度税制改正大綱にも記載された「簡素化・負担の軽減となる抜本見直しを強く求める」とした与党の重点要望に沿って、平成24年8月10日に可決・成立した税制抜本改革法第7条に記載された基本的方向性も踏まえ、自動車関係諸税の軽減・簡素化が確実に実行されることが必要不可欠である。

よって、政府におかれては、以下の事項を確実に実行されるよう強く要望する。

1. 平成24年税制改正大綱に記載された「廃止、抜本的な見直しを強く求める」とした与党の重点要望に沿って、税制抜本改革法第7条に記載された基本的方向性も踏まえ、負担の軽減、簡素化を確実に実現する抜本見直しを行なうこと
 - ① 自動車取得税の見直し
 - ② 自動車重量税の見直し
 - ③ 自動車税・軽自動車税の抜本見直し
2. クリーンディーゼル自動車の自動車税を「グリーン化特例」の対象とすること
3. 燃料課税の旧暫定税率を見直し、タックスオンタックスを解消した上で簡素化を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月14日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣 野田佳彦
財務大臣 城島光力
総務大臣 樽床伸二
経済産業大臣 枝野幸男